

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

（１）業務の名称及び数量

昇降機保守点検業務 一式

（２）業務の仕様

別添委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに従う

（３）業務の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が建物等の保守管理の昇降機設備管理（運転保守）に登録されている者であること。

（３）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

（５）令和 5 年 4 月 1 日以降に、延床面積 10,000 ㎡以上の病院建物において、本件業務の対象となる昇降機（以下「委託設備」という。）と同一の製造者によって製造された遠隔監視装置付乗用昇降機の保守点検業務（フルメンテナンス契約であって、業務の期間が 1 年以上のものに限る。以下「類似業務」という。）を元請けとして完了した実績を有する者であること。

（６）１の（３）の期間中において、委託設備が設置されている施設とは別の場所（監視センター等で、委託設備（小荷物専用昇降機を除く。）の故障情報及び稼働状態等を 24 時間監視する（以下「遠隔監視」という。）体制をとることができる者であること。また、委託設備のうち遠隔閉込救出仕様になっているエレベーターについて、閉込故障発生時に遠隔監視場所から遠隔操作により扉を開け救出することができる者であること。

（７）委託設備において部品に不具合の発生が認められた場合、委託設備製造者純正部品の速やかな供給が受けられる者であること。また、委託設備のうち地震管制時自動診断回復旧運転装置を導入しているエレベーターについて、その機能を整備保守し正常に保つことができる者であること。

（８）本件業務の実施にあたり、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 4 条の 20 第 2 項に規定する昇降機検査資格者を配置できる者であること。

（９）県内事業所に常勤の技術者を 5 人以上有し、委託設備の故障等緊急時において、技術者を 1 時間以内に業務の場所に到着させることができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局総務課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒682-0804 倉吉市東昭和町 150

鳥取県立厚生病院事務局総務課施設担当

電話 0858-22-8181 (代表番号)

電子メール kouseibyouin@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する担当部局

(1) に同じ

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書等の交付方法

令和8年1月23日(金)から令和8年2月27日(金)までの間に鳥取県立厚生病院のホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>) から入手すること。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。以下「書留」という。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留に準ずるものにより、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月27日(金)午前10時00分 即時開札

ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月25日(水)午後5時とする。

イ 場所

倉吉市東昭和町 150 鳥取県立厚生病院 第1会議室(外来・中央診療棟5階)

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書(様式第2号)を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に令和8年2月4日(水)正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。なお、質問書提出者は必ず4の(1)の場所へ質問書提出について電話連絡を行うこと。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和8年2月9日(月)にインターネット上の鳥取県立厚生病院のホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>) によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、7の事前提出物を作成の上、令和8年2月16日(月)正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、郵便等については4(5)に準じ、令和8年2月13日(金)必着とする。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

(1) 入札参加資格確認書(様式第1号)

(2) 2の(4)を証するもの(法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書(その1)の写し(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第28号)第10号様式)等)(競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。)

(3) 2の(5)を証するもの(類似業務契約書類の写し等)

(4) 2の(6)を証するアからイまでの書類

ア 遠隔監視体制

イ 遠隔操作による遠隔閉込救出の仕様

(5) 2の(7)を証するアからイまでの書類

ア 製造者純正部品の供給

イ 地震管制時自動診断仮復旧運転装置の仕様

(6) 2の(8)および(9)を証するアからエまでの書類

ア 技術者名簿(県内事業所常勤者5名以上。提出者の任意様式とする。)

イ アの名簿に記載した者に係る資格証の写し

ウ アの名簿に記載した者との雇用関係を証するもの(雇用保険被保険者証の写し等)

ただし、雇用保険被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号等に復元できない程度にマスキングを施すこと。

エ 配置体制図(提出者の任意様式とする。)

8 資格審査について

(1) 7の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年2月18日(水)までに通知する。

(2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立厚生病院長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和8年2月20日(金)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

(3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県立厚生病院長は、説明を求めた者に対して令和8年2月24日(火)までに書面により回答する。

9 入札条件

(1) 入札は、紙入札による。

(2) 契約に当たっては、入札書(様式第3号)に記載された金額をもって契約金額(課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額)とするので、入札者は、見積もった金額(1の(3)で示す業務の期間に係る総額)を入札書に記載すること。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

(3) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(4) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)

(5) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

(6) 入札者は、政令、財務規程、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

(7) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立て

ることはできない。

- (8) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、郵送の場合、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

- (9) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (10) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、入札を行うまでにその委任状（様式第4号）を4の（1）の場所に提出しなければならない。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (11) 開札は、入札者又は代理人が立会いして行うものとする。ただし、郵便等による入札書の提出をした者は、この限りでない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において、委任状（様式第4号）を提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (6) 記名押印のない入札書による入札
- (7) 入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載事項を確認しがたい入札
- (8) 政令、財務規程、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
- (9) 入札書又は内訳書に記載の消費税及び地方消費税の額が、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）で定められたものと異なる入札

12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

13 契約書作成の要否

要

14 手続における交渉の有無
無

15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

（ア）再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の 50 パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

- (6) 10 の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第 5 号）を、4 の（1）の場所に提出すること。

(7) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約に関する同意書（様式第6号）を、4の（1）の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。